

沖縄闘争をたたかい獄中37年 星野文昭さんを取り戻すために 全証拠開示を求める署名をお願いします

星野文昭さんは、37年間にわたって無実を訴え続け、再審開始を求めています。やってもいない「殺人罪」で無期懲役の判決を受け、現在、徳島刑務所に入れられています。東京高裁は、本年3月30日、第2次再審請求を棄却しました。これに対して、東京高裁第12刑事部に異議を申し立てています。

星野さんは1971年11月14日、「核も基地もない沖縄」という要求をふみにじる沖縄返還協定に反対してたたかいました。沖縄の怒りと連帯するデモが東京・渋谷で行われた際、重傷を負った機動隊員1名が翌日死亡しました。デモ隊のリーダーだった星野さんが、その「実行犯」にでっち上げられたのです。

星野さんに「殺人罪」を認定した証拠は、少年3人を含む6人のデモ参加者の「供述調書」だけです。物証は一切ありません。しかも、6人のうち5人は、裁判で「供述は取調官の誘導で強制された」と証言しました。1人は証言を拒否しました。にもかかわらず、公判ではこの密室の「供述調書」を証拠として採用し、星野さんは「殺人罪」を認定され、無期懲役刑が科されたのです。

星野さんと弁護団は、現場を見ていた民間目撃者の供述調書の証拠開示を求めてきました。これは、6人の「供述」が検察・警察によって捏造されたものであることを明らかにする重要な証拠です。しかし、検察官は拒否し続けています。

再審は、無実の者の救済であり、人権問題です。国家によってふみにじられている真実と正義と人権を回復するためのたたかいであり、全民衆の問題です。検察官には、公権力を行使して収集した証拠を独占する権利はなく、星野さんと全民衆の前にすべての証拠を開示すべきです。

これまで証拠開示によって、多くの冤罪事件で再審無罪がかちとられてきました。「足利事件」では、DNA鑑定が再審無罪の決め手になりました。また「布川事件」では、録音テープや死体検案書の開示が2人の無実を証明しました。

私たちは、証拠開示によって、星野さんの無実が明らかになると確信します。東京高裁第12刑事部と東京高検に全証拠開示を求める署名にご協力ください。

2012年5月

星野文昭家族

星野暁子(妻) 星野治男(兄) 星野修三(弟) 星野誉夫(従兄)

再審弁護団

鈴木達夫 和久田修 岩井 信 西村正治 藤田城治 酒井健雄

星野さんを取り戻そう！全国再審連絡会議 共同代表

平良 修(沖縄) 柴田作治郎(北海道) 狩野満男(東京・杉並)
戸村裕実(東京・東部) 星野暁子(家族・東京連絡会)

[連絡先] 〒105-0004 東京都港区新橋2-8-16 石田ビル4階
星野さんを取り戻そう！ 全国再審連絡会議
電話 03-3591-8224 FAX 03-3591-8226